



## 南部地域説明会

平成22年1月30日（土）

午後2時～午後4時

南部集会所

出席者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 荒井

元懇話会委員 内田 加藤

参加者数 11名”

## 北本市自治基本条例地域別説明会 南部地域説明会

日 時 平成22年1月30日(土)  
午後2時～4時

場 所 南部集会所

参加者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野  
荒井(庁内検討委員)

内田政之助 加藤利信(元委員)

参加者数 11人

### <質疑応答>

質問 自治会や地域コミュニティの支援について第22条で説明していたが、社会福祉協議会支部の活動についてはどのような支援をしていくのか。

回答 第22条では、「自治会その他のコミュニティの活動」を促進するための適切な施策を市長等が講じなければならないと規定していますが、その他のコミュニティとは、地域コミュニティ協議会だけではなく、社協支部の活動や地域の老人会の活動なども含みますので、社協支部の活動も自治会活動とともに支援の対象になると考えています。

質問 南部地域で11名しか出席していないのはさびしい感じがするが、周知の仕方に問題があったのではないか。広報きたもと1月号に載せただけではみんな忘れてしまうのではないか。大事な条例だと思うので事務的に情報提供するのではなく、市民一人一人に伝わるような情報提供の仕方を考えてほしい。

回答 今回の説明会のご案内につきましては、広報とホームページへの掲載、駅及び公共施設の掲示板へのポスター掲示、文書による地域コミュニティ協議会の会長への参加の呼びかけ依頼と各自治会長への参加の呼びかけ依頼をいたしました。

市民の皆さんへの条例のお知らせにつきましては、この説明会ですべて終わりというのではなく、今後もいろいろと考えられる方法で進めてまいりますので、ご参加くださいました皆さんにも参加いただけなかった方へのお知らせをお願いしたいと思います。

また、広報3月号と併せまして本日の説明資料といたしましたピンク色のパンフレットを全戸配布する予定です。

さらに、今後は、出前講座として、自治会等から条例の説明の要望がございましたらお応えしてまいりますのでご協力をお願いします。

意見 この条例を全市民に周知するには制定してから1年、2年と時間がかかると思う。この説明会で終わりではなく、いろいろな方法で周知を続けてほしい。

回答 今回の説明会だけではなく、引き続き、市民の皆さんにご理解いただけるよう広報活動に努めてまいります。

質問 第3条の市民の定義の中に、北本市にふるさと納税してくれた北本市以外に住んでいる人も入れたほうがいいのではないか。

回答 市民の定義につきましては、議会へ提案したものには定義しておらず、議会の審議の過程で追加されたものです。北本市自治基本条例の考え方は、北本市に関わる多くの方の力でまちづくりをしていくというものですので、今後設置する審議会の中で議論をいただきたいと思います。

質問 コミュニティや自治会などの長はその地域の実力者がなっていることが多く、意見を出しても、長の考え方と合わない意見は取り上げてもらえないことが多い。そのことについて市はどのように考えるか。

回答 自治会や地域コミュニティの活動は、あくまでも市民の任意の自由な活動として、その活動を第22条で市長等が支援すべき規定を設けています。みんなで話し合って全体の合意を図っていくことが自治につながるものと思います。

意見 広報はあまり見ないが、ホームページはよく利用している。ホームページでの情報をより充実したものにしてほしい。

回答 情報の共有に向け、ホームページの情報も市民も皆さんのご意見を伺いながら、より充実したものとしていく必要があると認識しています。